

# IFRS 第14号がわが国電力会社に与える影響

政 岡 孝 宏

(受付 2016年 5月 31日)

## 目 次

はじめに

1. 料金規制事業プロジェクト再開の経緯
2. IFRS 第14号「規制繰延勘定」
3. わが国電力会社への影響

おわりに

## は じ め に

近年、国際財務報告基準（IFRS）における電気、ガス等の料金規制を受ける事業（料金規制事業）に関する会計基準の整備が再び注目を集めている。2009年に公表された公開草案「料金規制事業」<sup>1)</sup>は、短期的には解決できない根本に関わる問題があったことを理由に、草案公表から約1年でプロジェクト休止に追い込まれていた<sup>2)</sup>。この休止していたプロジェクトが2012年9月より、料金規制事業に関する包括的な基準を作成するプロジェクトと暫定的な基準を作成するプロジェクトという2本柱のプロジェクトとなって再開された。この2つのプロジェクトのうち、暫定的基準作成プロジェクトの成果として公表されたのが、IFRS 第14号「規制繰延勘定」<sup>3)</sup>

---

1) International Accounting Standards Board (IASB), *Exposure Draft, Rate-regulated Activities*, July 2009.

2) 公開草案公表からプロジェクト休止までの経緯や草案に寄せられたコメントレターの分析結果などを含む草案の詳細については、拙稿「公益企業の会計基準を巡る国際的動向」『修道商学』（広島修道大学商経学会），第51巻2号，2011年2月，23-60ページを参照されたい。

3) IASB, *International Financial Reporting Standards (IFRS) No. 14, Regulated* ➤

である。

本論文は、この IFRS14号の内容を明らかにするとともに、同基準の公表によって、わが国における料金規制事業<sup>4)</sup>のうちの1つを営む電力会社が受ける影響について検討することを目的としている。

## 1. 料金規制事業プロジェクト再開の経緯

IFRS14号の内容について検討するのに先立って、料金規制事業プロジェクト再開に至った経緯についてももう少し詳しくみておこう。

IASB が2009年7月に公表した公開草案「料金規制事業」はIASB として初めて料金規制事業について真っ向から取り組むことを試みたものであった<sup>5)</sup>。IASB は当初、この公開草案を皮切りに2010年中には最終基準を公表する予定であった。確かに、公開草案に寄せられたコメントの多くは「料金規制事業について扱う基準を設ける」ことについては、公開草案に対する賛否を問わず、高く評価していた。しかし、公開草案が対象とする「規制対象事業」の範囲に関する問題や、公開草案で定義されている規制資産・負債と概念フレームワークにおける資産・負債の定義との整合性の問題など、基準の根幹にかかわる様々な問題点がコメントレーター内で指摘されていた。こうした状況を受けて、IASB は、プロジェクト自体を振り出しに戻し、将来的にアジェンダに含めるべきかどうか検討するまでは、同ブ

---

*Deferral Accounts*, January 2014.

- 4) なお、わが国における料金規制事業は、電気事業のほか、電気通信事業、ガス事業である（日本公認会計士協会「IASB 情報要請「料金規制に対する意見」2013年5月30日、2ページ）。
- 5) ここでいう料金規制事業およびそれに関連する用語は次のように定義されている（IASB, *IFRS14*, *Appendix A*）。

料金規制事業…企業の活動のうち、料金規制の対象となっている事業  
料金規制…財またはサービスについて、顧客に請求できる価格を設定するための枠組みで、料金規制機関の監督ないし承認の対象となっているもの  
料金規制機関…企業を拘束する料金または料金の幅を設定する権限を、法令または規則で与えられている公認機関

プロジェクトを休止することとした<sup>6)</sup>。

プロジェクト休止からおよそ1年、プロジェクトは再び動き始めた。IASBは、2011年7月に「アジェンダ協議2011－意見募集」<sup>7)</sup>を公表し、料金規制事業を含む各種プロジェクトに関する意見を募集した。そして、この意見募集に対するコメントレーターの分析や2008～2010年に行われた料金規制事業プロジェクトの再検討を行った結果、IASBは、2012年9月に料金規制事業に関する調査研究をアジェンダに加えることとした<sup>8)</sup>。

同年12月、IASBは料金規制事業に関するプロジェクトとして包括的な基準を作成するプロジェクトを立ち上げるとともに、それと並行して、包括的プロジェクト完了までの暫定的な基準を開発するプロジェクトを立ち上げた。この前者のプロジェクトの中で公表されたのが、2013年3月29日の情報要請「料金規制」<sup>9)</sup>と2014年9月17日の討議資料「料金規制の財務上の影響の報告」<sup>10)</sup>である。そして、後者プロジェクトの成果として公表されたのが、2013年4月25日の公開草案「規制繰延勘定」<sup>11)</sup>と2014年1月30日

---

6) なお、この休止の背景には、保険会計を含むいくつかの主要プロジェクトを2011年6月までに完成させる必要があり、IASBの資源の分散を防ぐためにいくつかのプロジェクトを休止せざるを得なかったという事情もあったといわれている(山田辰己「IASBの最近の基準設定動向について」『KPMG Insight』第8号、2014年9月)。

7) IASB, *Request for Views, Agenda Consultation 2011*, July 2011.

8) IASB, *Project; Rate-regulated Activities, Paper topic; Restarting the project, Staff Paper*, IASB Agenda ref 15, September 2014.

なお、従前より料金規制事業に関する会計基準を有しているインドやカナダからは、かねてから各国基準設定主体(NSS)会議等で料金規制活動に関するプロジェクトの重要性が強く主張されていた(たとえば、吉岡 亨「第12回各国基準設定主体(NSS)会議報告」『季刊会計基準』第35号、2011年12月、124-138ページを参照されたい)。

9) IASB, *Request for Information, Rate Regulation*, March 2013.

10) IASB, *Discussion Paper, Reporting the Financial Effects of Rate Regulation*, September 2014.

11) IASB, *Exposure Draft, Regulated Deferral Accounts*, April 2013.

表 1 料金規制事業に関するプロジェクトの経緯

年	出来事	
2008年12月	料金規制事業に関するプロジェクトをアジェンダに追加	
2009年 7月	公開草案「料金規制事業」公表	
2010年 9月	料金規制プロジェクト凍結	
2011年 7月	アジェンダ協議2011（意見募集）	
2012年 9月	プロジェクト再開決定（プロジェクトを包括的プロジェクト暫定基準開発プロジェクトに二分）	
2013年	【包括的プロジェクト】 3月 情報要請「料金規制」公表	【暫定基準開発プロジェクト】 4月 公開草案「規制繰延勘定」公表
2014年	9月 討議資料「料金規制の財務上の影響の報告」公表	1月 IFRS 第14号「規制繰延勘定」公表

の IFRS 第14号「規制繰延勘定」である（表1）。

## 2. IFRS 第14号「規制繰延勘定」

IFRS14号は、料金規制を受ける企業（料金規制企業）に固有の項目である規制繰延勘定残高<sup>12)</sup>の会計処理について規定した基準である。規制繰延勘定残高とは、「他の基準に従えば資産または負債として認識されないが、料金規制機関が料金による回収を認めるあるいは認めると見込まれていることにより繰延べの要件を満たす残高」<sup>13)</sup>と定義されている。

たとえば、料金規制事業の料金は、通常、見積コスト等に一定の報酬を考慮して算定される。ただし、時としてコストの実際発生額と見積額に差額が生じ、料金の徴収不足（実際発生額>見積額）や料金の過大徴収（実

12) IFRS14号では、アメリカ等での実務や2009年公開草案と異なり、規制資産・規制負債という用語に代えて規制繰延勘定という用語が用いられている。これは、繰延処理される項目が概念フレームワークの資産・負債の定義を満たすかどうかについて様々な見解があるためである（IASB, *IFRS14*, par. IN8.）。

13) *Ibid.*, Appendix A.

際発生額<見積額)が生じてしまうことがある。料金規制企業の実務では、料金規制機関が料金修正を認めた場合に限り、これらの差額である料金の徴収不足分や顧客に還元すべき過大徴収分を、資産または負債として繰延処理することが認められている。

その他の例としては、暴風雨等による災害コストがあげられる。災害コストは、他の基準に特段の定めがない限りは、通常、災害の発生期間に損失として処理される。しかし、料金規制機関が当該損失額の料金による回収を認める場合、料金規制企業の実務では、規制繰延勘定の借方に記入することで将来へとその損失を繰延処理することが認められている。

こうした規制繰延勘定の計上は、従来から、アメリカやインド、カナダといった一部の国では会計基準設定主体によって許容あるいは要求されてきた<sup>14)</sup>。しかし、IFRS14号公表前のIFRSには、当該処理に関する規定が存在せず、IFRSに準拠して作成される財務諸表(IFRS財務諸表)上は、規制繰延勘定の計上は認められていなかった。そのため、自国の会計基準に準拠して規制繰延勘定を計上している企業がIFRSへと移行する場合には、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」<sup>15)</sup>の第10～12項に従って当該規制繰延勘定の処理について決定することとされていた<sup>16)</sup>。この規制繰延勘定は、他のIFRSの認識要件を満たしておらず、他のIFRSでは繰延処理が認められていない項目である。そのため、IFRSへと移行したほぼすべての企業は規制繰延勘定を、IFRS財務諸表上は消去することとなり、規制繰延勘定が認識されることはなかった<sup>17)</sup>。

規制繰延勘定を認識しない従来のIFRS実務についてIASBは、規制繰延勘定が純資産の相当な部分を占める企業にとって、規制繰延勘定の認識中

---

14) *Ibid.*, par. IN5 (a).

15) IASB, International Accounting Standards (IAS) No. 8, *Accounting Policies, Changes in Accounting Estimates and Errors (revised)*, December 2003.

16) IASB, *IFRS14*, par. IN5 (b).

17) *Ibid.*, pars. 6-7.

止を求められることは IFRS 導入の重大な障害となる可能性があることや、IFRS をまだ完全には採用していない法域 (jurisdiction) では、料金規制の影響の報告についてカーブアウトが生じることで、財務諸表利用者にとって比較可能性や透明性を低下させる可能性があるという問題があることを認識していた<sup>18)</sup>。

こうした問題に対応するために公表されたのが IFRS14号である。以下、本節では、IFRS14号の内容に沿って、①目的、②範囲、③認識・測定・減損及び認識の中止、④表示、⑤開示、⑥公開草案からの変更点の 6 項目について概観する。

### (1) 目 的

IFRS14号は、料金規制の対象となる財やサービスを提供する際に生じる規制繰延勘定の財務報告について、次の 2 つの変更を満たすことを条件に、従前の会計原則 (IFRS 採用直前に採用していた会計基準) に従った規制繰延勘定の会計処理を認めると規定している<sup>19)</sup>。

(a) 規制繰延勘定残高の表示に関して、従前の会計原則の会計方針が本基準の表示の要請と異なる場合、本基準に合わせて会計方針を変更すること

(b) 規制繰延勘定の残高に関する調整表等を開示すること

このように、IFRS14号は、規制繰延勘定に関する新たな会計処理規定を設けるのではなく、従前の会計原則を容認するという形をとっている<sup>20)</sup>。すなわち、IFRS14号は、ある項目について他の IFRS の規定では認められない会計処理を行うものであっても IFRS に準拠した会計処理と認めると

---

18) *Ibid.*, pars. IN5 (c)-(d).

19) *Ibid.*, pars. 2-3.

20) IFRS 第 4 号「保険契約」(IASB, IFRS No. 4, Insurance Contracts, March 2004) も IFRS14号同様、包括的基準が公表されるまでの暫定的基準として、原則として従前の会計原則を引き継ぐ形で規定されている。

## 政岡：IFRS 第14号がわが国電力会社に与える影響

いう役割を果たすものである。このIFRS14号のIFRSにおける位置づけは、料金規制企業に関する包括的に規定したアメリカの会計原則であるFAS71号「特定の規制の影響についての会計」<sup>21)</sup>と同様の位置付けにあると考えられる<sup>22)</sup>。そのため、IFRS財務諸表同士の比較可能性の確保という観点からは問題がないというわけではない。それでもなお、IFRS14号の公表に踏み切った背景には、なんとでもIFRS採用企業数を増やしたいというIASBの考えがあるように思われる。IFRS14号の提案する従前の会計原則を容認するという考え方は、従来の会計処理をそのまま引き継げるということの意味する。従前から規制繰延勘定に関する実務を行ってきており、今後IFRSの採用を検討している料金規制企業に対して、会計処理の変更に伴う追加的な負担を最小限に押さえることを可能にするIFRS14号をIASBが提示することで、IFRS移行のハードルを下げ、IFRS採用を促進しようとしているのではないだろうか。

### (2) 範 囲

IFRS14号は以下の3つの要件を満たす企業に適用される<sup>23)</sup>。

---

21) Financial Accounting Standards Board (FASB), *Statement of Financial Accounting Standards (FAS) No. 71, Accounting for the Effects of Certain Types of Regulation*, December 1982.

なお、現行の表記は、FASB 会計基準編纂書 (Accounting Standards Codification: ASC) Topic 980「料金規制事業 (Regulated Operations)」であるが、IASBにおける議論で用いられている呼称等との関係上、本論文ではFAS71号と呼ぶことにする。

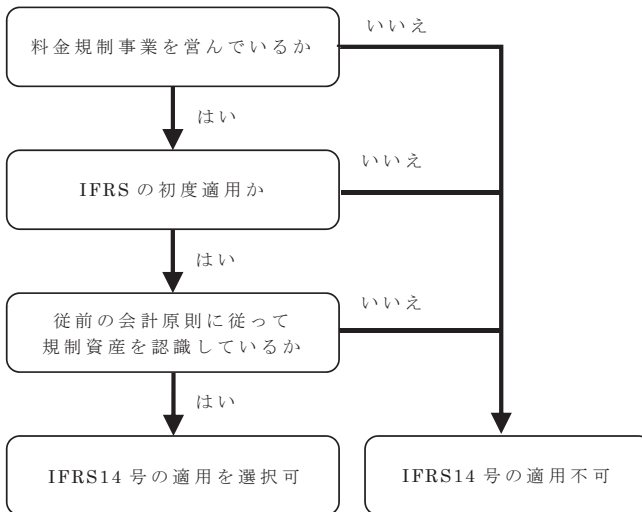
22) FAS71号は、料金規制企業に対して一般事業会社では認められない会計処理(規制資産・負債の計上など)を認めている。アメリカの一般に認められた会計原則(GAAP)は、こうした特定の業種に特別な会計処理を認める基準も一般基準のなかに位置付けるという特徴を有している。この点については、拙稿「外部報告会計としての公益事業会計の特殊性」『同志社大学大学院商学論集』第37巻第1号、2002年10月、80-106ページを参照されたい。

23) IASB, *IFRS14*, pars. 5-6.

- (a) 料金規制事業を営んでいること
- (b) 従前の会計原則に従って作成された財務諸表上、規制繰延勘定の要件を満たす金額を認識していたこと
- (c) IFRS の初度適用<sup>24)</sup> であり、かつ本基準の適用を選択すること

このように IFRS14号の適用対象は極めて限られていることから、IFRS14号は非常に限定的な状況のみを対象とした特殊な基準という性格を有しているといえる (図 1)。

図 1 IFRS14号の適用に関するフローチャート<sup>25)</sup>



24) IFRS の初度適用とは、企業が、明確に特に限定をつけることなく IFRS に準拠している旨を示し、会計処理の基礎として初めて IFRS を採用することである。IFRS 初度適用については、IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」に規定されている (IASB, IFRS No. 1, *First-time Adoption of International Financial Reporting Standards (Restructured version)*, November 2008.)。

なお、初度適用によって初めて作成される財務諸表を「最初の IFRS 財務諸表 (first IFRS financial statements)」という (IASB, IFRS No. 1, Appendix A.)。

25) KPMG, IFRS First Impressions: Regulatory Deferral Accounts - Interim relief for first-time adopters of IFRS, March 2014, p. 5 を参考に作成。



なお、IFRS14号では、最初のIFRS財務諸表の直前期において従前の会計原則に従って規制繰延勘定残高を認識していない企業は、当該基準の適用要件を満たさないと明記している<sup>26)</sup>。そして、その具体例として、IFRS採用日時点では料金規制事業を営んでいなかったが、その後にIFRSを採用した会社のケースや新規設立の会社において、IFRSを初めて適用するケースの2つをあげている。

このような限定的な対象にのみ規制繰延勘定の会計処理を認めるという規定にしたことについてIASBは、実務上、若干の不整合や不統一をもたらすことになると述べている<sup>27)</sup>。たとえば、IFRS14号の公表に反対意見を述べたIASBの審議メンバーであるエーデルマン氏、ゴメス氏、張氏の3名は、従前の会計基準に準拠して規制繰延勘定残高を認識していた企業のうち、既にIFRS財務諸表を作成している企業の多くは規制繰延勘定の認識を中止していることを指摘している。その上で、今後のIFRS採用企業について規制繰延勘定を認めることは、同様の事業を営む企業に対して異なる処理を認めるという不整合な会計をIFRSに持ち込むことになり、比較可能性が損なわれると批判している<sup>28)</sup>。

こうした批判を踏まえた上で、IFRS14号は、後述の表示や開示に関する追加要件を課することで不整合等を最小限にすることができるため、財務諸表の利用者および作成者にとっての便益がコストを上回ると結論づけている<sup>29)</sup>。

### (3) 認識・測定・減損及び認識の中止

ここでは、IFRS14号を適用する企業に対して、IAS8号第11項の適用を一時免除する旨が定められている。IAS8号の第11項は、ある取引等について

---

26) IASB, *IFRS14*, par. BC16.

27) *Ibid.*, par. BC19.

28) *Ibid.*, par. DO2.

29) *Ibid.*, par. BC19.

具体的に当てはまる IFRS が存在しない場合には、①類似事象を扱う IFRS、②概念フレームワークにおける資産等の定義、認識規準等の順に参照して、その適用可能性を検討しなければならないと定めている。これに対して、IFRS14号は、従前の会計原則を踏襲することを認めており、その踏襲される従前の会計原則には、他の IFRS では禁止されている処理が含まれている。この IFRS14号の規定は、IAS8号に従った場合には禁止される会計処理を IFRS14号では認めるという矛盾を生じさせることになる<sup>30)</sup>。そのため、IFRS14号では、料金規制企業に対して IAS8号第11項の適用を一時免除すると規定している。

また、IFRS14号は、従前からの会計原則に従って規制繰延勘定の会計処理を行う企業に対して、従前の会計方針の継続適用を求めているが、後述の通り、IFRS14号の表示要請による表示方針の変更については、この限りではないとしている。

なお、IFRS 適用を検討する企業が、従前の会計原則に従って規制繰延勘定を認識したとしても、IFRS 財務諸表上継続して規制繰延勘定を認識するかは、IFRS 適用時点で任意に選択できるとされている。この点について IASB は、IFRS14号公表前の IFRS 実務においてもそうであったこととの整合性を図るためであると説明している<sup>31)</sup>。そのため、IFRS の初度適用時点で IFRS14号の適用要件を満たす企業であっても、規制繰延勘定の認識を中止することができる。

その他、IFRS14号は、IFRS14号で定めている例外等を除いて、他の基準の規定を規制繰延勘定に適用しなければならない<sup>32)</sup>と定めている。

---

30) *Ibid.*, par. BC30.

31) *Ibid.*, par. BC35.

32) *Ibid.*, par. 16.

他の基準の適用例として、IFRS14号では、企業が海外で料金規制事業を営んでおり、規制繰延勘定残高等が報告通貨以外で表示されている場合には、IAS 第21号「外国為替レート変動の影響」を適用して換算するケースが挙げられている(*Ibid.*, par. 17)。

(4) 表 示

IFRS14号は、規制繰延勘定残高の表示について次のように定めている<sup>33)</sup>。

(a) 財政状態計算書において、以下の2項目を独立科目として区分表示  
(表2)<sup>34)</sup>

- ①すべての規制繰延勘定の借方合計額
- ②すべての規制繰延勘定の貸方合計額

(b) 純損益及びその他の包括利益計算書において以下のように表示(表  
3)<sup>35)</sup>

- ①その他の包括利益の部において、その他包括利益に認識した項目に  
関する規制繰延勘定残高の正味増減分。なお、その後、純損益に振  
り替えられる(リサイクルされる)部分とそうでない部分を区別す  
ること
- ②純損益の部(2計算書方式の場合は純損益計算書)において、その  
他の部分(純損益に認識した項目)に関する規制繰延勘定残高の正  
味増減分

このような区分表示を要求する理由についてIFRS14号は、まず、規制繰延勘定残高に含まれる項目の多くが、他のIFRSでは資産・負債として計上されないものである点を指摘している。そのうえで、規制の影響を区分表示することで、概念フレームワークにいう比較可能性<sup>36)</sup>が得られることで財務情報の有用性が補強されると説明している<sup>37)</sup>。

---

33) *Ibid.*, pars. 18–26.

34) *Ibid.*, par. IE1.

35) *Ibid.*, par. IE1.

36) IASB, *Conceptual Framework for Financial Reporting*, September 2010, pars. QC20–QC25.

37) この点について、反対意見を唱えた3名の審議会メンバーは、他の企業と異なる実務を行う料金規制企業の実務をIFRSに持ち込むことで損なわれた比較可能性は、その影響を区分表示するだけで確保できるものではないと指摘している(IASB, *IFRS14*, par. DO3.)。

表 2 財政状態計算書（20X7年12月31日現在）の表示例

資 産	20X7年12月31日	20X6年12月31日
<b>非流動資産</b>		
有形固定資産	350,700	360,020
のれん	80,800	91,200
その他の無形資産	227,470	227,470
関連会社に対する投資	100,150	110,770
資本性金融商品に対する投資	129,790	146,460
	<hr/>	<hr/>
	888,910	935,920
<b>流動資産</b>		
棚卸資産	135,230	132,500
営業債権	91,600	110,800
その他の流動資産	25,650	12,540
現金及び現金同等物	212,160	220,570
	<hr/>	<hr/>
	464,640	476,410
<b>資産合計</b>	<b>1,353,550</b>	<b>1,412,330</b>
規制繰延勘定借方残高及び関連する繰延税金資産	112,950	111,870
	<hr/>	<hr/>
<b>資産及び規制繰延勘定借方残高合計</b>	<b>1,466,500</b>	<b>1,524,200</b>
	<hr/>	<hr/>
<b>資本及び負債</b>	<b>20X7年12月31日</b>	<b>20X6年12月31日</b>
親会社の所有者に帰属する資本		
資本金	650,000	600,000
利益剰余金	243,500	164,500
資本のその他の内訳項目	10,200	21,200
	<hr/>	<hr/>
	903,700	785,700
非支配持分	70,050	45,800
	<hr/>	<hr/>
<b>資本合計</b>	<b>973,750</b>	<b>831,500</b>
	<hr/>	<hr/>
<b>非流動負債</b>		
長期借入金	120,000	160,000
繰延税金	28,800	26,040
長期の引当金	28,850	52,240
	<hr/>	<hr/>
	177,650	238,280
<b>流動負債</b>		
営業債務及びその他の債務	87,140	111,150
短期借入金	80,000	200,000
長期借入金の1年内返済予定分	10,000	20,000
当期末払税金	35,000	42,000
短期の引当金	5,000	4,800
	<hr/>	<hr/>
	217,140	377,950
<b>負債合計</b>	<b>394,790</b>	<b>616,230</b>
<b>資本及び負債合計</b>	<b>1,368,540</b>	<b>1,447,730</b>
規制繰延勘定貸方残高	97,960	76,470
	<hr/>	<hr/>
<b>資本、負債及び規制繰延勘定貸方残高合計</b>	<b>1,466,500</b>	<b>1,524,200</b>
	<hr/>	<hr/>

表3 純損益及びその他の包括利益計算書（20X7年12月31日終了年度）の表示例<sup>38)</sup>

	20X7年	20X6年
収 益	390,000	358,784
売上原価	(237,062)	(230,000)
売上総利益	152,938	128,784
その他の収益	44,247	16,220
配送費	(9,000)	(13,700)
管理費	(20,000)	(31,500)
その他の費用	(2,100)	(1,200)
財務費用	(8,000)	(7,500)
関連会社の利益に対する持分	35,100	15,100
税引前純利益	193,185	106,204
法人所得税費用	(43,587)	(44,320)
当期純利益（規制繰延勘定残高の正味増減前）	149,598	61,884
純損益に係る規制繰延勘定残高の正味増減及び関連する繰延税金の増減	(27,550)	3,193
当期純利益及び規制繰延勘定残高の正味増減	122,048	65,077
その他の包括利益：純損益にリサイクルされることのない項目		
確定給付年金制度の再測定	(7,938)	(3,784)
その他の包括利益に係る規制繰延勘定残高の正味増減	7,410	4,207
当期のその他の包括利益，税引後	(798)	423
当期の包括利益	121,250	65,500
以下に帰属する純利益及び規制繰延勘定残高の正味増減		
親会社の所有者	97,798	51,977
非支配持分	24,250	13,100
	122,048	65,077
以下に帰属する純利益		
親会社の所有者	97,000	52,400
非支配持分	24,250	13,100
	121,250	65,500
<b>1 株当たり利益</b>		
基本的及び希薄化後	0.61	0.35
基本的及び希薄化後（規制繰延勘定の正味増減を含む）	0.46	0.30

38) ここでは、純損益及びその他の包括利益を1つの計算書で表示し、純損益の中で費用を機能別に分類したケースを例示している。

(5) 開 示

開示について IFRS14号は、①料金規制の内容やリスク、②料金規制が財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響について、利用者が評価できるようにする情報を開示しなければならないとしている<sup>39)</sup>。

そのうえで、①料金規制の対象となっている活動の説明（内容や料金規制機関の身分など）、②認識している金額の説明（規制繰延勘定の測定の基礎や残高調整表（表 4）など）を開示することとしている<sup>40)</sup>。

表 4 規制繰延残高調整表の開示例<sup>41)</sup>

規制繰延勘定残高	20X6年	当期に発生した残高	回収・返還	20X7年	残りの回収・返還期間（年）
借方残高					
電力供給					
建設コスト	18,720	5,440	(80)	24,080	4-10
風水害損失	64,410	—	(12,060)	52,350	4
その他の規制勘定	6,270	2,320	(950)	7,640	4-10
ガス供給					
年金コスト	5,130	10,120	(2,980)	12,270	N/A
ガス原価差異	7,800	—	(3,900)	3,900	1
	102,330	17,880	(19,970)	100,240	
規制繰延勘定					
貸方残高					
電力供給					
土地売却	—	19,000	—	19,000	10
繰延税金	6,360	3,207	(1,093)	8,474	1-10
ガス供給					
ガス原価差異	600	4,000	(200)	4,400	2-3
繰延税金	3,180	1,603	(547)	4,236	1-10
解体コスト	66,330	(2,030)	(2,450)	61,850	3-20
	76,470	25,780	(4,290)	97,960	

39) IASB, *IFRS14*, par. 27.

40) *Ibid.*, pars. 30-33.

41) IASB, *IFRS14*, par. IE2.

こうした開示を要求する理由について IFRS14号は、①料金規制活動に関する情報やそれに対する理解が、料金規制環境による影響を評価する上で有用となること、②従前の会計原則でも料金規制の与える影響等に関する情報は十分開示されているが、財務諸表全体の様々な場所に開示されていることが多く、全体的な影響を評価するのが困難であった（そのため表形式での開示が望ましい）ことなどをあげている<sup>42)</sup>。

#### (6) 公開草案からの変更点

公開草案からの主要な変更点は次の7つである<sup>43)</sup>。

- (a) 料金規制機関の定義を明確化（料金規制機関は法令またはその他の正式な規則に基づくものでなければならず、自主規制は含まない）
- (b) 料金規制について、認可された料金の範囲内で価格変動を柔軟に行える旨を明示
- (c) 料金設定方式の制約を撤廃（公開草案では、規制対象となる財・サービスの原価を回収できるように設定される料金設定方式に限られていた）
- (d) 他の基準等に関わる規制繰延勘定の扱いに関する適用指針の追加（IFRS 第3号「企業結合」、IFRS 第10号「連結財務諸表」など）
- (e) 規制繰延勘定の会計処理に関して、認識の中止に関する規定を追加
- (f) 規制繰延勘定残高の正味の増減について、純損益に関連するものその他の包括利益に関連するものとに区分して表示
- (g) 開示の詳細さを決定する際に重要性を考慮するという規定を削除

### 3. わが国電力会社への影響

本節では、IFRS14号がわが国電力会社に与える影響について検討する。一般に、わが国で電力会社といった場合、電気事業法という一般電気事業

---

42) *Ibid.*, pars. BC48-BC52.

43) *Ibid.*, pars. BC55-BC62.

者<sup>44)</sup>をさすことが多い。具体的には、10電力とよばれる北海道電力、東北電力、東京電力、北陸電力、中部電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力の10社である。10電力はいずれも上場会社であり、財務情報の入手が容易である。そのため、本論文では、電力会社としてこの10電力を取り上げることとする。

### (1) 電気事業会計規則（2015年3月改正前）と規制線延勘定

電力会社の営む事業は、周知のように、財務諸表等規則第2条に定める別記事業にあたるものである。そのため、電力会社は、財務諸表等規則・連結財務諸表規則のほか、業界特有の会計規則である電気事業会計規則にも準拠して、財務諸表・連結財務諸表を作成している。このうち、わが国会計制度上、IFRSの適用対象となっているのは次の2要件を満たす企業の連結財務諸表であり、その適用も強制適用ではなく任意適用である<sup>45)</sup>。

- ①有価証券報告書等において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに関する記載を行っていること
- ②IFRSについて十分な知識を有する役員または使用人を置いており、当該基準に基づいて連結財務諸表を作成することができる体制を整えていること

2016年3月末の時点で、10電力はいずれも連結財務諸表を作成しているが、それらは日本基準に基づいて作成されており、IFRSに基づいた財務諸表とはなっていない。では、10電力に対してIFRS14号を適用可能であるか

---

44) 電気事業法第2条では、電気事業者について、一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者の4つから構成されると定義している。

45) 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第1条の2。

なお、当該規定は、IFRS任意適用要件の緩和が図られた2013年10月28日以降のものである。この改正によって、①上場会社であること、②国際的な財務活動・事業活動を行っていることの2要件が撤廃された。



考えてみよう。

IFRS14号を適用するためには、①料金規制事業を営んでいること、②現行の会計原則に準拠して規制繰延勘定を認識していること、③IFRSの初度適用であり、IFRS14号の適用を選択することの3要件を満たす必要がある。これら3要件のうち、①、③については、10電力がIFRS14号の適用を選択するのであれば満たされる。②についてはどうだろうか。

この点について企業会計基準審議会（ASBJ）は、2015年1月の段階でわが国の現行の電気事業会計規則には、規制繰延勘定に関する規定は存在しない<sup>46)</sup>と述べている。この時点において、わが国の電力会社では、規制繰延勘定を認識するという実務は行われておらず、IFRS14号の適用要件は満たしていなかったと考えられる。

## (2) 電気事業会計規則（2015年3月改正後）と規制繰延勘定

2015年3月、資源エネルギー庁・廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループが公表した報告書<sup>47)</sup>において、原子力発電設備の廃炉に伴って発生する費用（資産の残存簿価、核燃料の解体費用等）を、「原子力廃止関連仮勘定」として資産計上し、一定期間（10年間）で均等償却するという会計処理<sup>48)</sup>が示された。資源エネルギー庁は同ワーキンググループの検討結果

46) ASBJ「ディスカッションペーパー（DP/2014/2）「料金規制上の財務上の影響の報告」に対するコメント」2015年1月13日、第13項。

47) 資源エネルギー庁 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電気料金審査専門小委員会 廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループ「原発依存度低減に向けて廃炉を円滑に進めるための会計関連制度について」2015年3月。

48) なお、ワーキンググループは、旧来の制度下においても、これらの費用を除却費等として料金原価に算入して回収することが認められていたと指摘している。ただし、その場合、費用の総額に変更は生じないが、料金原価の見積りに関する規定上3年で料金回収することになり、短期的には料金水準が上昇することになるとの問題点を挙げている。そのうえで、「一定期間をかけて償却・費用化する会計制度に合わせた料金制度とすることで、現行制度下で除却費等として費用を回収する場合と比較して、需要家の負担を平準化」できるとして、原子力廃止関

表 5 関西電力、中国電力、九州電力における原子力廃止関連仮勘定等の計上額  
(単位：百万円)<sup>49)</sup>

		関西電力	中国電力	九州電力
連結貸借対照表 (抜粋)	原子力廃止関連仮勘定	28,095	18,086	21,692
	総資産	7,743,378	3,106,275	4,784,735
連結損益計算書 (抜粋)	経常利益 (損失)	△113,052	58,798	△73,693
	税引前当期純利益 (損失)	△114,812	56,349	△72,901
< 貸借対照表 (抜粋) >	原子力廃止関連仮勘定	28,095	18,086	21,692
	総資産	6,768,934	2,868,246	4,390,912
< 損益計算書 (抜粋) >	経常利益 (損失)	△159,626	49,879	△93,080
	税引前当期純利益 (損失)	△161,386	47,430	△84,905

を踏まえて、2015年3月13日付けで電気事業会計規則等の一部を改正する省令を公布・施行している。そして、この改正を受けて、10電力中9社（沖縄電力は原子力発電所を有していないため）のうち、関西電力、中国電力、九州電力が有価証券報告書の連結財務諸表上、原子力廃止関連仮勘定を計上している（表5）<sup>50)</sup>。

通常、原子力発電設備の廃炉に伴って発生する費用は、特別損失に計上される<sup>51)</sup>か、固定資産除却費（除却損・除却費用）として営業費用に計上

連仮勘定を用いる処理が妥当であるとの見解を示している（資源エネルギー庁「原発依存度低減に向けて廃炉を円滑に進めるための会計関連制度について」、4-5ページ）。

49) 各社の2015年度有価証券報告書より筆者作成。

50) 残る6社は、注記事項の追加情報として規則改正があった旨を開示しているが、「この変更による影響はない」としている。

51) たとえば、中部電力の第85期（2008年4月1日～2009年3月31日）有価証券報告書では、2008年12月22日の取締役会で決議された浜岡第1、第2原発の運転終了に伴う損失として、「浜岡1、2号運転終了関連損失」を損益計算書の特別損失の区分に153,698百万円計上している。

される<sup>52)</sup>。特別損失に計上する場合には、発生した期間に一括費用処理することになり、固定資産除却費とする場合には、除却が完了した時点で一括費用処理されることになる。この点について、ワーキンググループは、「現行制度では、財務・会計上の理由から事業者が廃炉判断の先送りや運転を継続する判断を行うなど、事業者の合理的判断を歪め、廃炉が円滑に進展しない可能性がある」と述べている。さらに、「廃炉判断を行った場合に、一括費用計上することにより、事業の継続が困難となり、他の炉を含めた廃炉全体の着実な遂行や電力の安定供給に支障をきたす可能性もある」として、これら廃炉にかかる費用を資産計上する処理の妥当性を主張している。

これらの説明の合理性の有無は別として、この提案により導入された原子力廃止関連仮勘定は、他の基準では資産として計上できない費用を資産として繰り延べ処理している特殊な項目であることは明らかである。ただし、ワーキンググループは、同勘定に含まれる金額について、旧来の制度下においても除却費等として料金規制機関によって料金回収が認められているものに限るとして、IFRS14号同様、適用範囲に一定の制約条件を設けている。こうした点を総合して考えると、ワーキンググループの提案した原子力廃止関連仮勘定は、①他の基準では資産計上できない費用を資産計上していること、②料金規制機関によって料金回収が認められていることという性格を持つものであり、IFRS14号の規制繰延勘定に相当するものと考えられる。

---

また、東京電力も第87期（2010年4月1日～2011年3月31日）有価証券報告書において、2011年5月20日開催の取締役会で決議された福島第一原子力発電所1～4号機の廃止に関連する損失等として、「災害による損失」を損益計算書の特別損失の区分に1,020,496百万円計上している。

52) 電気事業会計規則、別表1（10）営業費用。

(3) IFRS14号がわが国電力会社に与える影響

では、IFRS14号がわが国電力会社に与える影響について、2015年3月の改正電気事業会計規則公表前後での違いを含めて検討してみよう。

電気事業会計規則の改正前の段階では、そもそも電力会社は規制繰延勘定に関する会計処理をおこなっていないため、IFRS14号の適用対象外であり、IFRS14号の公表による影響は全くなかったといえる。そのため、電力会社がIFRS適用によって受ける影響といえば、電気事業会計規則に基づいてIFRSと異なる会計処理をしている項目についてIFRSに合わせるよう修正が加えられることにほかならず、電力会社の財務諸表と一般事業会社の財務諸表との比較可能性が高まるというものであったと考えられる。

ところが、規則改正に伴って原子力廃止関連仮勘定が登場したことにより状況は一変する。規則改正後の電力会社がIFRSを適用する場合で、さらにIFRS14号の適用を選択するのであれば、電力会社のIFRS財務諸表上、一般事業会社では計上の認められない原子力廃止関連仮勘定が計上されることになる。このことは、IFRS14号の作成過程で議論されたのと同様に、電力会社と一般事業会社のIFRS財務諸表の比較可能性を損なうという問題を生じさせることになる。

このように、電力会社にIFRS14号を適用した場合、一般事業会社では認められない費用の繰延処理が認められることになり、一般事業会社との比較可能性が損なわれると考えられる。ただし、現時点で10電力のうち、IFRSを適用している電力会社は1社もないことから、IFRS14号によってわが国電力会社が受ける影響はただちにはないと考えられる。今後のことを考えても、そもそも電力会社がIFRSを適用するためには、有形固定資産、収益認識、引当金の計上など様々な項目に関する会計処理の変更<sup>53)</sup>を行わなければならない。このような現状を踏まえると、電力会社がIFRSを任

53) 電力・ガス事業へのIFRS適用の影響についてまとめたものとしては、新日本有限責任監査法人電力・ガス業研究会編『業種別会計シリーズ 電力業』（第一法規、2011年、170-183ページ）や東川裕樹・田中晋介「規制産業におけるIFRS」

意適用する可能性は極めて低く、将来的にもIFRS14号による影響はないといえるのかもしれない。

## おわりに

現在進められている料金規制事業の財務報告に関する包括的プロジェクトでは、料金規制の影響を報告するのにあたって、①既存の基準の修正、②現行の実務を受け入れる形で規定、③新たに特別な規定を開発、④新たな規定は設けず、料金規制企業にも一般のIFRSを適用するという4つのアプローチが検討されている<sup>54)</sup>。このうち、討議資料へのコメントレーターで強い支持が得られたのは、③のアプローチ（少なくとも何らかの規制繰延勘定がIFRS財務諸表上認識されるべき）であった<sup>55)</sup>。また、③のアプローチを支持する回答者のほとんどは、規制繰延勘定は、現行、あるいは改訂中の概念フレームワークの枠内で検討されるべきであると述べていた<sup>56)</sup>。

このように料金規制事業の財務報告に関するプロジェクトの中心的課題は規制繰延勘定の会計処理であるが、IFRSを任意適用する可能性が低いと推測されるわが国電力会社については、本プロジェクト自体の影響は少ないと考えられる。ただし、わが国がIFRS強制適用に踏み切り、かつ料金

---

の実務への影響 電力ガス業」(『企業会計』第64巻第12号、中央経済社、2012年12月、120-124ページ)がある。

54) IASB, *Discussion Paper*, par. 5. 34.

55) IASB, Project; Rate-regulated Activities: Research project, Paper topic; Initial analysis of responses to the Discussion Paper, *Staff Paper*, IASB Agenda ref 9, February 2015, par. 17.

なお、企業会計基準委員会(ASBJ)は、③または④(開示のみ)を支持するとのコメントを表明している。他方、日本公認会計士協会はいずれのアプローチも目的適合性に欠けるとのコメントを表明している。

56) IASB, Project; Rate-regulated Activities: Research project, Paper topic; Initial analysis of responses to the Discussion Paper, *Staff Paper*, IASB Agenda ref 9, February 2015, par. 18.

規制企業についても一般事業会社と同じ IFRS が適用されることになった場合、規制繰延勘定はもちろんのこと、有形固定資産などの規制繰延勘定以外の項目の会計処理も大きく変更されるおそれがある。その結果、わが国における料金規制企業の財務諸表上の数値に多大な影響が出るであろうことは想像に難くない。こうした点も含め、今後の IFRS での料金規制事業プロジェクトの議論の動向を注視していきたい。

(付記) 本論文は、2015年度広島修道大学学術交流センター調査研究費（先端学術研究）による研究成果の一部である。

### 参 考 文 献

- 企業会計基準委員会 (ASBJ) 「ディスカッションペーパー (DP/2014/2) 「料金規制上の財務上の影響の報告」に対するコメント」2015年1月13日。
- 資源エネルギー庁 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電気料金審査専門小委員会 廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループ「原発依存度低減に向けて廃炉を円滑に進めるための会計関連制度について」2015年3月。
- 新日本有限責任監査法人電力・ガス業研究会編『業種別会計シリーズ 電力業』第一法規, 2011年。
- 日本公認会計士協会「IASB 情報要請「料金規制に対する意見」」2013年5月30日。
- 東川裕樹・田中晋介「規制産業における IFRS の実務への影響 電力ガス業」『企業会計』第64巻第12号, 中央経済社, 2012年12月, 120-124ページ。
- 政岡孝宏「外部報告会計としての公益事業会計の特殊性」『同志社大学大学院商学論集』第37巻第1号, 2002年10月, 80-106ページ。
- 山田辰己「IASB の最近の基準設定動向について」『KPMG Insight』第8号, 2014年9月。
- 吉岡 亨「第12回各国基準設定主体 (NSS) 会議報告」『季刊会計基準』第35号, 2011年12月, 124-138ページ。
- Financial Accounting Standards Board (FASB), *Statement of Financial Accounting Standards (FAS) No. 71, Accounting for the Effects of Certain Types of Regulation*, December 1982.
- International Accounting Standards Board (IASB), *Conceptual Framework for Financial Reporting*, September 2010.
- , *International Financial Reporting Standards (IFRS) No. 4, Insurance Contracts*, March 2004.

政岡：IFRS 第14号がわが国電力会社に与える影響

- , IFRS No. 1, *First-time Adoption of International Financial Reporting Standards (Restructured version)*, November 2008.
- , *Request for Views, Agenda Consultation 2011*, July 2011.
- , *Request for Information, Rate Regulation*, March 2013.
- , *Exposure Draft, Regulated Deferral Accounts*, April 2013.
- , *IFRS No. 14, Regulated Deferral Accounts*, January 2014.
- , *Discussion Paper, Reporting the Financial Effects of Rate Regulation*, September 2014.
- , Project; Rate-regulated Activities, Paper topic; Restarting the project, *Staff Paper*, IASB Agenda ref 15, September 2014.
- , Project; Rate-regulated Activities: Research project, Paper topic; Initial analysis of responses to the Discussion Paper, *Staff Paper*, IASB Agenda ref 9, February 2015.
- KPMG, *IFRS First Impressions: Regulatory Deferral Accounts - Interim relief for first-time adopters of IFRS*, March 2014.